

63 明治義塾法律研究科設置願下戻 (明治十六年四月)

(欄外注記1)

明治十六年四月廿八日 日受

六等属埴原和二郎

知事 書記官 学務課 (庵地印)

私学届書却下之件

明治義塾

右従前開業致シ居候処今回法律研究科相設云々別紙之通届出候
得共右ハ設置廢止規則ニ依リ認可ヲ經ヘキモノニ付左案之付箋
ヲ以却下可然哉

案

書面之事項ハ明治十五年本府甲第五拾号町村立私立学校幼稚園
書籍館設置廢止規則ニ依リ府知事ノ認可ヲ經ヘキモノニ候依
リテ本書下ケ戻候事

明治十六年四月廿八日

(欄外注記1)

「五月二日付記録科」「五月二日送達」

〔明治十六年 私立各種学校書類 学務課

613 C5 3〕